

議 長 日程第3「議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は6月3日、7月29日、9月17日、24日に委員6名中全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第2回議会定例会において付託された議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告いたします。

記、審査の結果。採決の結果、賛成なしで原案を否決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例等の一部を改正する条例について追加資料の提出を求め、質疑を行って詳細に審査しました。審査の結果、西平畑公園全体を魅力があり人が集うようなものにしたいという意向、さらに、従来の使用方法を否定せず生かし切れていないポテンシャルティーを生かすという方向性、また、持続可能なものとして運営していくという町の考えは理解しました。しかし、この改正においては、町の意向、方向性などが条例案に反映されておらず、また、利用者の負担増となる入園料や使用料等において広く意見を求めていることや、設定の根拠が明確になっていないことなどから、再考すべきと判断しました。

なお、次の項目について強く申入れします。（1）西平畑公園内の施設利用のための複雑な条例改正であるため、管理に関する条例を新設するなど、分かりやすくすること。

（2）西平畑公園管理交流施設を「子どもの館」として町民に慣れ親しんだ名称とすること。

（3）入園料や使用料等は、パブリックコメントなどの手法により町民をはじめ広く利用者の意見を求めること。

（4）各施設の入園料や使用料等については、積算根拠を明確に示し、設定すること。

(5) 公益性による使用料等の減免、営利による加算については、明確に定義すること。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
11番 寺 嶋 1つはですね、審査内容の「しかし」という下段のほうから、「この改正においては、町の意向、方向性などが条例案に反映されておらず」ということはどういうことで審議したのかと。

それから、ちょっと飛ばしまして、「設定の根拠が明確になっていないことなど」ということで、この辺はどのように審議されましたか。

あと、(1)ですけども、「管理に関する条例を新設するなど」ということは、これは一括条例改正案なので、個別にもっと個別条例等を出して意見を聞いてね、しっかりやるべきではないかというような意見なのかね、方向性なのか。

最後に、新設でありますその公園の入園料、これはどのように審査されましたか。以上、お伺いします。

4番 平 野 まず、「この改正において、町の意向や方向性などが条例案に反映されておらず」というのはどういうことかという御質問なんですけれども、いろいろな議論がある中で、この条例案の書き方に関して、実際にそういうふう最初に目的となっている前段に書いたことですね。こういったことが、その条例の文として読み取れないのではないかというような意味でこういう文章になっております。

それから、「根拠が明確になっていないことなど」ということと、先ほど、一番最後におっしゃった入園料のことは、ちょっとリンクしていると考えていいですか。(「はい」の声あり) 別々じゃなくていいですか。はい。それに関しましては、最終日、昨日なんですけれども、昨日もやはりそこが最後まで議論になっておりまして、やはりその条例案の上限である500円というふうな案に対しては、何ていうのかな、祭りのその実際にかかる経費や、桜の維持も一応含めるとして、そういうものをカバーして余りあるのではないかというような議論が最後まで展開されておりました。このことに関しましては、個々の委員がいろいろ解釈が分かれたところなので何とも言えないんですが、表現としてはこんなふうになってしまいました。

そして、(1) 番に関して、一括上程で個別に出すべきということを、本当にこれは本会議に上程されたときにまず問題になりまして、これは4本一遍の条例改定として一括で出されているということがまず問題になってしまって、すごくそこで時間を使いました、委員会でもね。結局は、法制上は別に問題がないことであると、大きな目的、1つの目的の中で出すということで、これは一括しても構わないものであるということで落ち着いて審査に入ったんですけども、最終日に、つまり昨日になって、やはりまたこれは1本の条例のほうが分かりやすいんじゃないかという意見が出たものですから、これに関しても委員会の中で意見が分かれるところだったんですが、一応そういう方の声が多かったので、こんなふうに書かせていただきました。

議 長 入園料の件は。

4 番 平 野 入園料は、先ほどの2番目の答えで兼ねております。(「分かりました。終わります。」の声あり)

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 今、平野委員長の回答の中で、一部ちょっと解釈が違ったので、私のほうから補足させていただきます。

附帯項目の(1)番です。これについて、当初条例改正が一括提案を審議して話が終わったというふうだったんですけども、当初の話は、一括上程されることはおかしいのではないかと、個別条例なんだから一個一個別に出すべきではないかと、それについて議論したと思います。それで、事務局のほうの総務参事のほうから説明があつて、こういうやり方もあるんだよという中で、分かりましたよということで承諾いたしました。昨日出てきた案は、トータル的にこの公園条例が規則もつくると非常に分かりにくいのではないかと。西平畑公園の中にある施設を管理するのに4つの条例を見ないと分かりにくいと。行政のベテランであればすぐ分かるかもしれないけれども、一般の町民がそれを読んだときにいろんな箇所に出てきてしまうと、それであれば一括にできないかと、そういう話で、当初の一括提案に対しての話と、最後の公園条例を一本化するというのは、まるっきり別物のもので審査したように私は記憶しております。過ちであるようでしたら、ほかの委員さん、おっしゃってください。よろしく

お願いします。

議 長 ございますか、その意見について。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにございますか。

1 番 唐 澤 1点御確認させていただきたいことがあります。ここの報告書に載っている  
附帯項目、5つの点についてです。今回否決されて差し戻されるということな  
んですけれども、議会側がこういう考えを持って差し戻しているという、親切  
心も多分あると思うんですけれども、この5つの内容が、我々議会側は、あく  
までも単純な反対、賛成という審議を行う立場であって、これが執行に対する  
条件づけの採決にならないのかなというところが少し分からずにいます。本来  
であれば、否決であれば、修正案というようなことが議員必携121ページとか  
にも書かれているんですけれども、今回ここに載せて出してきたその理由とい  
うものを教えてください。

4 番 平 野 本当に私もこの報告書を書きながら、ちょっとなかなか矛盾するなと思いな  
がら、最後、悩んでいました。最後の委員会のまとめでこの5つの項目が上が  
ったというのは事実です。そして、「次の項目について強く申入れをします」  
というところで、結局、皆さんもお持ちの議員必携121ページに表決の条件の  
禁止という項目がはっきり出ておりまして、賛成か反対かの単純な意思表示で  
あって、仮に議員が賛意を表するに当たって条件をつけても、それはその議員  
の単なる希望意見に過ぎず、議長はその条件を採決することはできない。仮に  
それが認められるならば、問題自体には賛成だが、条件には反対だという場合  
も起こり、採決が容易にできなくなる。また、条件づきで議決されても、条件  
の成否の判明するまでは議決そのものが確定しないことになる。このように議  
会全体としての意思がある条件のもとに決定されるということはあってはなら  
ない。どうしても条件をつける必要があれば、修正可能な議題については、修  
正案を提出するか、あるいは独立した附帯決議文または要望決議を議決し、議  
会の意思を表明する方法をとるべきであると、ちょっとこれはまだ続きますけ  
れども、このようなことで、はっきりと条件づきはするべきではないと、これ  
は要するに賛成の場合のことであって、それであっても条件づけはなるべくし

てはいけないというふうなことが一応うたわれております。

ただ、松田の議会としては、附帯意見というものを前例踏襲ということで、いつもというかな、ほとんど必ずついているというのがこのところ習慣ではないかと思えます。それに対して、だから本当にこれは曖昧な位置づけのものだなというのは承知しておりました。

そこへ持ってきて、今回は、否決で、そこに附帯意見をつけるということに関して、やはりこれはちょっと、文章を作っているときに困ったなという感じだったんです。ちょっと流れがよく分からなくなっちゃって。最初はですね、先ほど唐澤議員がおっしゃってくださったように、差戻しだという親切心でもあるのかなというふうに解釈してくださったんですが、まさに私たち、これは否決ですが、出し直してほしいという、特に裏打合せもなくストーリーを作ってしまったということになります。それで、もし差戻しでやり直してくださる場合には、こういうことに気をつけてくださいという意見を附帯したということになります。だから…（「回答じゃないじゃないですか。それに対する回答だけ言ってください。」の声あり）そういう成り行きでつけました。

議 長 1 番、よろしいですか。

5 番 田 代 同席しました産業厚生常任委員として、このことについて私なりの見解を発言させていただきます。皆さん、今回、9月の会期中に起こった、審議した内容で記憶は新しいと思うんですけども、前回、特別委員会で付託となりました議案第43号一般会計補正予算（第9号）、これが松田小学校の整備事業費、表第2表の継続費で23億4,036万、これについて、この一部について前田建設の問題があり、方向性が出てなかったなので、その部分を取り除いて残りを可決しました。したがって、前回のときは、これは、松田小学校の継続費については否決、簡単に言うと、分かりやすく言うと否決のような形をとらせていただきました。その後、町長から、その理由が何も分からないということで、議長宛てに、松田小学校整備事業費が継続費、これが認められなかったのはどうということかということで、議長宛てに設問が来ました。

そういった経緯があった中で、ある程度そういったことを入れていいのではないかというふうなことを私は考えてしまいました。正規には、今、平野委員

長が申し上げたとおり、また唐澤議員の御指摘のとおりです。この附帯項目は入れるべきではなかったと思います。ただ、同じ会期中にそういったことが起こって、議長名でね、こういった理由で取り除かせていただきましたよという報告を受けた後、今度はまた補正10号でね、その件とまた別件の公有財産の絡みで御提案があり、ある程度キャッチボールができたという中で可決したと、そのような経緯がありましたので、今回は確かに御指摘のとおりです。以後、またそういうことがあれば、平野委員長のお話のとおり、別個に附帯決議とか、そういった議員必携の約束事に基づいてやるべきことだと思います。ということで御理解いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 1 番、よろしいでしょうか。

1 番 唐 澤 どのような経緯でここに載せられたかということは理解しました。本当に議会議中、いろんなことがあって、議会側の親心的な気持ちも多分あったんだと思うんですけども、やはり事がスムーズに進むには、一番ルールにのっとってシンプルに進めることが私は大事だと考えています。この件に関して、前田建設さんのことはそれはそれ、これはこれだと思うんですね。なので、この件に関してまた執行側から意見書というか、何かが出たときに議会は答えればいい、そのキャッチボールをシンプルに行っていくべきだと思いますので、今後その辺りはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

6 番 井 上 今のですね、1 番議員のですね、関連ですけども、ちょっと委員長のほうの説明というのがよく分からなかったんですけども、これはですね、条件づけの、条件をつけたものなのか、単に、今、5 番議員が言われたように、そこでの委員の考え方を審査の内容として設けたものなのか、そこがですね、はっきりしないわけですよ。条件づけであれば、1 番議員が言われたとおりで、また委員長が説明されたとおり、議員必携等のですね、ルールに関わるわけで、それが採決に影響するということがありますけれども、これを見ると、なかなか条件づけということで、A でなければこれは否決ですよ、B でなければこれは可決ですよというような条件づけには、私としてはですね、ちょっと読めないと思いますので、委員長のこの報告書に対する判断をお願いをいたします。

4 番 平 野 まさに井上議員御指摘のとおりで、私も頭の片隅に条件づけはいけないとい

うことは分かっていたので、この条件づけというふうには見えないような書き方をしたつもりです。つまり、委員会で出た意見をここに集約して付与しました。

6 番 井 上 確認ですけども、これは条件づけの報告書じゃないということによろしいわけですか。

4 番 平 野 はい、形としてはそうなります。

6 番 井 上 委員長の意見としてですね、形としてはというのはどういう意味か分かりませんけれども、委員長がこの報告書を作られたわけですよ。委員長の意見で、委員長はどういうふうに思われるか、そこを言ってほしいわけですよ。形としてとか、形式とか、様式という話じゃなくて、委員長はこの報告書を作って今報告されたわけですよ。これが条件づけの報告書なのか、条件づけというのは、先ほど私が言いましたように、Aならば否決、Bならば可決と、そういったことになるかと思うんですけれどもね。そこが明確に条件づけの報告書か、そうでないか、それだけお答えください。

4 番 平 野 条件づけ報告書ではありません。（「了解しました。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 それではですね、産業厚生常任委員会のほうの審議ということで、ここで4回ということで、数を重ねていただいたと思います。その中で、こういった審議がされたのかどうかということをごすね、4点ぐらいお聞きをしたいと思えます。

まず、先ほどもですね、前者の方が聞かれた中でですね、この一部改正の条例名が「松田町公園条例等」ということで、幾つかの関係する条例を1つの一括でやると。それは、法制執務としてはですね、間違えではないというふうなことがありましたけれども、やはり議会側は、委員会側としてですね、大変分かりにくいのではないのかな。これを今回是とすればですね、次回以降もこういう大変分かりにくい、議会が分かりにくいとすれば、町民はもっとより分かりにくいのではないかということで、そういった議論はされたのかということです。

あとですね、この議案第32号のですね、7ページ、別表第12条関係というと

ころで、使用料のレストラン、工房でそれぞれの時間貸し、1か月貸しというのがあります。これもですね、何回かですね、どういうふうな内容なのかということをお聞きしましたけれども、それぞれの使用区分で1時間または1か月、工房の1時間、1か月というのは、これはもう関係者だけが利用できるプライベートレストランとかプライベート工房という意味での利用の仕方なのか。それともそこがですね、ある程度一時的にテナントということで一般のお客さんを対象とするような利用方法を想定しているのかの審議がどういうふうにされたかということです。

あとですね、参考資料の中で、公園を利用してもらうために必要となる維持管理に要する財源を確保することを目的とし、持続的かつ安定した公園の運営を図るという改正趣旨の説明がありますけれども、ここですね、当然公園を有料化するということになると、利用者数というのは、やはり有料化すればですね、減少するのではないかなというふうに思いますので、そういったことに対してのシミュレーションというものを執行者側から提示してもらってですね、こういった場合、例えば10%、20%、30%減少となった場合に、10%減少してもそれに対する財源がこれだけ上がるということで、こういったシミュレーションとしては成立するのではないかなというような審議をされたかということです。

4点目といたしましては、松田町公園条例というものがありまして、この一部改正の中ではですね、この松田町公園条例、現在はですね、松田町立公園というのは1か所、西平畑公園しかないんですけれども、この中でですね、ここで有料化ということでやった場合に、町の公園というのは、基本的に全てですね、有料化された公園であるというふうな解釈になります。その松田町公園条例の、現行の松田町公園条例の第1条の「公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」という公園と、今回の一部改正の中での有料化に係る部分の審議をどのようにされたのか。以上、4点をお願いをいたします。

4 番 平 野 井上議員の4点の質問ですが、まず1点目ですね、一括でやられると分かりにくいのではないかなという話合いなんです、さんざん私たちもその入り口論として、一括あるいはばらばらにするというところで時間を使ってきたんです

けれども、法制上は問題がないとか、そういう部分の話は何回も出たんですが、こちらが分かりにくいというようなことを逆に最後のこの1番のあれとね、先ほど田代議員がおっしゃったように、最初のときの議論と今回この附帯でつけているそれがちょっと気持ちが逆になってしまうので、頭を切り替えなくてはいいんですが、最初は、ばらばらに出したほうが分かりやすいというような議論でやっておりましたので、そこは、私たちはそこでばらばらにすれば分かりやすいという議論でやっておりましたので、特にその、それ以上の、これをどう分かりやすく、もっと分かりやすくすればどうするのか、そこまでは議論はしませんでした。

2番、レストランの占有使用については、これもやはりかなり問題となったところで、公共の公園施設を占有という使い方をして、認めてもいいのかというところ、17日にお答えをもらって議論をそこでしたところなんです。やはりいろいろな、何ていうかな、現実的にどんなふうに使われるのかとか、そういうところを想像して話をみんなで想像しながら議論をしたんですが、もしその占有使用、有料使用の方がいたときに、一般のレストランのお客さんが来てしまったらどうするのかとか、そういういろんな仮定の質問もしたんですけれども、その結果、使用の許可をするときにそこをきちんと審査をする。つまり、本来の目的、つまりレストランであればレストランとしての目的ですよね、を妨げないか。それから、一般の人の使用を著しく妨げないかというところを貸すときにそれは見ていくというようなことでありました。

そして、3つ目ですね。有料化すると人が減るんじゃないか、そのシミュレーションはということで、これもいろいろな委員のほうから減るんじゃないかというシミュレーションを出してほしいというような声はあったんですけれども、最終的にどのくらい、パーセントがどのくらい減るとか、そういう数字は出なかったと思います。ただ、どれだったかな。資料の…すみません、ぐちゃぐちゃになっちゃって。ただ、ほら何%減るとかじゃなかったでしょう。令和2年度でこれが改正されたら的人数、それからコロナが続いたらという人数、それは多少減っていたりとか、そういうシミュレーションは出ております。

4つ目なんです、ごめんなさい、後で補足してください。4つ目なんです

けれども、公園条例の中の有料化というところですね。私も、実はこれ、すごい気になったところで、松田町公園条例というところに、第22条として今回追加される文章ですね。入園者は、別表第1に定める入園料を納付しなければならない。ただし、町民及び町民以外の者で町内に在勤する者は、当該入園料を免除するという一文がここに改正によって追加されますという提案でした。私もこれを読んだときに、この公園条例は、松田全体の公園のことだから、これ全部に及んじゃうんじゃないってちょっとびっくりしたんですが、幸い別表第1に定めるというふうにちゃんと規定されていたので、別表第1を見てみたら、後ろのほうにあるんですが、そこにはちゃんと西平畑公園のことしか書いてなかったもので、これはこれで誤解はないけれども、分かりにくいなというふうな印象は持ちました。

以上です。ちょっと補足があればお願いします。

議 長  
5 番 田 代

補足、ありますか、補足。

2点目のレストラン、工房、この1時間貸しまたは1か月以上1年以内の貸し方、これについてはかなり議論をさせていただきました。結果的に否決になりましたから条件の中には入れなかったんですけども、ある程度、1つは修正議決ということも意識してましたので、この貸し方については、委員会としてこんな感じではないかという議論はしております。

簡単に申し上げますと、レストラン、それと工房、指定管理者が経営されても、または町が直営であっても、やはり飲食業ですから非常に難しい経営になるのかなど。やり方によっては、昼間普通のサービスをして、夜のすばらしい景色をうまく利用しながら商売として成功するには、やはりそれなりのテクニックを持った、技術を持った業者でないと難しいのかなど。それと、あとは工房、これもやはり同じです。あの工房を使って運営していくには、素人…。パートの方が簡単にできない、また従業員でもそれなりの知識のある方が行わないとできないというふうなことで、時間貸しが入ってしまうと非常に分からなくなってしまう。公共の福祉の目的の中で、この1時間貸しはどのようなのかなどという議論はしました。

その結果、我々のイメージとしては、隣に文化センターがあります。その中

に食堂部門は行政財産の一部使用ということで、たしか1年ごとに許可して使  
っていただいて、利用者の便を図っていると思います。我々の結論としては、  
結論は、採決はとらなかったですけど、委員会の考え方としては、町が直営で  
やっても、また指定管理者であっても、行政財産の一部使用として、町が直営  
である場合はそういった使い方をしてもいいんじゃないか、専門業者に入って  
もらってもいいんじゃないか。それと、指定管理者にあった場合は、また行政  
財産の一部使用の原則から外れて、町との協議になると思うんですけど、そう  
いった中で契約をするときに専門業者を入れるよというふうな中で、いろんな  
選択が出るというふうな考えもあるのではないかと。これは委員会の考えです。  
そういう議論をした中で、1時間は取ったほうがいいだろうと。（「取れるんで  
すか、お金を取れるの、そのやり方で。」の声あり）ちょっと待ってください、  
これは今、付託のあれだから。ですから、この条例の中の1時間というあれは、  
もし修正議決をやるのであれば取って、テナントの方法、そういうふうな中で、  
あとは町との契約の中で指定管理者は協議書で詰めていただく。町が直営で  
やる場合は、今お話しした行政財産の一部使用、そういうふうな考えの中で、手  
法はいろいろあるのかなと。一つ一つ裏は確認してませんが、過去の事例か  
らそういうふうな議論でよろしいのではないかとというふうな考えで行ったのが  
2点目です。

それと、4番目、公園条例、いろいろ公園がある中で、ほかの公園も全部入  
園料とかそういう使用料とか入っていると、見られてしまうのではないかと  
いう6番議員の質問なんですけれども、この公園条例に西平畑公園の内容を全部入  
れて一括の条例にすると、今御指摘のあったように非常に分かりにくいなとい  
う、そんな感じになりました。そのような中で、(1)に出てると思いますけ  
れども、今回の条例は、4か所の施設を別々に改定している、比較的1個1個  
は分かるんだけど、一緒にした場合に非常に分かりにくいと、そういうふうな  
ことで、ここを朗読させていただきますと、「西平畑公園内の施設利用のため  
複雑な条例改正であるため、管理に関する条例を新設するなど、分かりやすく  
すること」と書いてある意味が、ほかの公園、例えば宮下公園だとか、沢尻の  
ところにある上病院の近くにある中丸公園とか、もろもろの公園と西平畑はち

よつと違ふと。であれば、ここに名称はつけなかったんですけれども、例えば、西平畑公園管理条例みたいな形にして、今回の御提案のあったものを一括にそれに入れてほうが、ほかの人も見て分かりやすいのではないかとということで、そういう中で議論は、井上議員の4つ目の質問は、我々はそういうことでして、(1)番として附帯項目、好ましくない記載ですけども、そういうような形で掲載させていただきました。以上です。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 御丁寧な答弁ありがとうございました。まず、1点目の一括でやるということですね、ちょっとこれが前例にならないようにですね、やはり目線、やはり議会、議員の目線というのは、やはり町民の目線に近いところがあるというふうに理解をしています。これが前例にならないようにというふうに思います。

2点目のですね、レストラン、工房の占有、これは占有になるのか、それともそこでオープンなレストラン、オープン工房として一般客を対象にするのか辺りなのかなと思います。そういった審議が行われたということは理解ができました。

シミュレーションのほうは、執行者側の単なるですね、こうなったらこうだとか、コロナ禍ではこうだとかということではなく、やはり委員会としてですね、10%、20%、30%来園者が減った場合には、こういうふうになるんだというふうなところの中から委員会として判断をしていただきたかったと。それも執行者側から資料が出ない段階ではですね、なかなか難しいのかなというふうにも思いました。

4点目のほうはですね、そうですね、先ほどの産業厚生常任委員会報告書の中の附帯項目の1番の中でですね、やはり公園条例というのは、これからの松田町、公園が1つだけ、西平畑公園だけということではなく、様々な公園というのができてですね、やはりこの松田町公園条例という町立公園を全体として位置づける公園条例でありますので、その中でもうすぐに公園は有料化だよと、一部改正の条例の22条の中で入園料を納付しなければいけないとうたうのは、ふさわしくないという審議が委員会で行われたことは理解をし、またその委員会の考え方として附帯項目の第1番の考え方があるということは理解でき

ました。以上でございます。

議 長 ほかにございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。委員会報告が否決ですので、原案に賛成の方から始めます。

4 番 平 野 議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の立場から討論します。

まず最初に、私は産業厚生常任委員会委員長として審査をし、先ほど否決として報告をさせていただいたものです。しかし、委員会審査独立の原則もあり、また委員長は委員会採決では表決をしていないことを御理解ください。

委員会では、4月、5月からこのテーマで勉強を始めており、委員の皆様とも担当職員の皆様とも時間を費やして議論を積み重ねてきました。これまでの議論を読み返し、熟考しましたが、これを全否決で終わらせてよいのだろうかという思いが拭えません。私もこの議案には、全面的に賛成できない部分があります。しかし、西平畑公園を何とかよい方向に持っていきたい、従来の在り方を否定せず、生かし切れていないポテンシャルティーを生かす、持続可能なものとして運営するという町の考えには全面的に賛成です。委員の皆様もここは同じお気持ちだということをお先ほど報告しました。そこから先が納得し切れないから、じゃあ否決をしてしまうのかというと、私は逆です。

5月の委員会において、担当者から西平畑公園の課題として3点挙げられました。すなわち来園者の減少、運営収支の悪化、財政負担です。施設の老朽化です。これらの課題をそのままにしてよいわけがありません。6月に上程されると、本会議でも、その後の委員会でも、公園の公共としての在り方と、子どもの館、自然館のコンセプトがクローズアップされました。委員会において、担当者側が安全に利用するための公共としての公園機能と、付加価値的サービス提供による地域振興機能を分けて収支を出してくださったことにより、公共としての公園の部分にまで利用者負担を求めるわけではないということが整理されました。子どもの館と自然館の在り方については、平成5年の開館からの経緯を振り返り、子供と自然をテーマにした公園という在り方を確認し、一時

商業ベースに振りかけたときに反対署名まで起きたことを想起し、むしろ西平畑公園がほかにはない公園とされる重要な要素であると理解されました。

そして、入園料、入館料、使用料の設定について、私もその上限に関しては、納得のいかないものが一部ありますが、担当側から、町直営での運営の中では、現行からわずかに上がるだけの金額が提示されました。また、入園料、入館料については、町民の免除規定もあり、またそもそも、ふだんの使い方では町民であろうが町外であろうが、これまでどおり無料という確認もしました。しかし、上限をここで認めてしまえば、歯どめがないという指摘もしました。それに対しては、議会は、指定管理の承認段階でチェックをする機会がある。また、それ以降も常に情報共有をし、意見を聞いていくという確認をしました。

ほかにもありますが、こうした幾つかのターニングポイントがあり、完璧ではなくても、一応の理解をしながら進んできたので、どうしても部分は修正をしてでも委員会が通るのではないかと感じておりました。かなり丁寧な議論を積み重ねてきたものが、ここで御破算というのは、やはり納得がいきません。

最後になりますが、桜まつりでの入園料、今回、上限500円の提案でした。寄ロウバイ園も条例では500円ですが、今現在、300円で運営をされております。これも、有料では人が来なくなると最初言われましたが、今、どうでしょうか。関係者の皆さんの御尽力で大変賑わっております。松田山の桜まつりは入園料は駄目というのは、どうも納得ができません。実行委員会は苦心され、協力金という形で2回実施されましたが、大変な御苦勞があったと聞いております。それでも、まつりをやるという誇りを持って取り組んでこられた商工会の関係者の方々に、議会はもう応えるべきではないでしょうか。指定管理の更新がなくなり、町直営となってから年間収支は約1,800万円の赤字です。条例改正する前に、管理責任を明確にして経営の基本を見直すべきだという声も聞いております。これはもちろん、できることはすぐ着手してほしい。それで今回の条例改正なんです、これで全て黒字化するというわけではありません。でも、指定管理に出す前でも、半分にできる可能性はあります。この定例会は

決算議会でもありました。財政運営には、町長や職員の皆さんが常に知恵を絞っておられることは知っております。また議会側にも、財政推計をいつも心配される皆さんがそろっておられます。西平畑公園の運営がこのままでよいのか、いま一度お考えいただいて、議論に一気に幕を引くのではなく、課題解決に向けて一歩踏み出しましょう。

議 長 ほかにございませんか。

6 番 井 上 議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で、原案にですね、について反対の立場で討論をします。

現在、松田町は少子高齢化の中、人口減少などにより税収減、そして行政施設の老朽化などで財政面で大変厳しい状況にあります。町当局は、ここで西平畑公園、特定をしております、桜まつり等の入場者からの料金を徴収をして、その財源を公園の維持管理費に充当をしたいという町の思惑は理解をしております。ただ、松田町公園条例は、現在は1か所、西平畑公園のみであります。公園条例の第1条にありますように、これからできるかもしれない。やはり町民のための公共の福祉の増進に寄与するための公園である。そこでですね、ぽんと有料化をですね、一部改正の条項の中に入れるということについては反対であります。これは、別表第1の中で西平畑公園というふうに明記してございますけれども、特定の公園またはその特定の公園のですね、管理条例などで、有料化については対応すべきであると考えます。

委員会報告は、何回も数を重ねて審議されたものであるということは理解ができます。その中で、委員会報告書の中で、町の意向、方向性などが条例案に反映されていないや、町民に広く意見を求めているという報告書の内容は、私と考えを同じくするものであります。この報告書を尊重をしていただきたいと思います。考えまして、議案第32号に対する反対討論といたします。以上です。

議 長 ほかにございますか。ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例に対する委員長の報告は否決です。したがっ

て、町長提出の原案について採決します。議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、町長提出の原案について賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって本案は否決されました。

議

長 暫時休憩します。休憩中に食事をとっていただき、午後は1時より再開いたします。 (12時10分)